

総行住第45号
令和6年3月28日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）

今般、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）の一部を下記のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては内容を承知の上、域内の市町村（特別区を含む。）に周知してください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 改正事項

- 1 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が令和6年4月1日に施行され、令和6年度から退職者医療制度が廃止されることとなった。これを受け、国民健康保険の被保険者の資格に関する事項など、事務処理要領中の退職被保険者に関する記載を削除したこと。
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）が令和6年4月1日に施行され、接近禁止命令の発令要件の一部について、「その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」から「その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大されることとなった。これを踏まえて、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の申出者の要件について、申出者が配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者である場合、暴力によりその生命又は心身に危害を受けるおそれがあるものに改めたこと。

第2 住民基本台帳事務処理要領の一部改正

- 1 住民基本台帳事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のように改正する。
- 2 この通知は、令和6年4月1日から実施する。

【担当】

総務省自治行政局住民制度課

小泉係長、菅村主査、栗原官、横森官

03-5253-5517（直通）

住民基本台帳事務処理要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

現行	令和6年4月1日以降
<p>第2 住民基本台帳</p> <p>1 住民票</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 記載事項（法第7条、法第30条の45）</p> <p>ス 国民健康保険の被保険者の資格に関する事項（法第7条第10号、令第3条）</p> <p>国民健康保険の被保険者の資格を取得した年月日、又はその資格を喪失した年月日を記載する<u>とともに、退職被保険者又はその被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）にあっては、退職被保険者等である旨並びに退職被保険者等となり、又は退職被保険者等でなくなった年月日を記載する。</u></p> <p>被保険者の資格を喪失した年月日<u>及び退職被保険者等でなくなった年月日</u>については、その欄を別個に設けて記載しても、被保険者の資格の取得の年月日<u>又は退職被保険者等となった年月日</u>を削除して○年○月○日喪失<u>又は非該当</u>と記載してもよい。</p> <p><u>なお、退職被保険者等である旨の記載については、退職被保険者又はその被扶養者の略号（例、「退」、「被扶」等）を印刷しておき、該当するものを○で囲む方法で差し支えないこと。</u></p>	<p>第2 住民基本台帳</p> <p>1 住民票</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 記載事項（法第7条、法第30条の45）</p> <p>ス 国民健康保険の被保険者の資格に関する事項（法第7条第10号、令第3条）</p> <p>国民健康保険の被保険者の資格を取得した年月日、又はその資格を喪失した年月日を記載する。</p> <p>被保険者の資格を喪失した年月日については、その欄を別個に設けて記載しても、被保険者の資格の取得の年月日を削除して○年○月○日喪失と記載してもよい。</p>

2 住民票の記載等の手続

(1) 届出に基づく処理

ク 転入届の届出書に付記がされた場合

A 国民健康保険の被保険者である場合（令第27条）

令第27条第1号又は第3号に掲げる事項が付記された場合には、国民健康保険の被保険者の資格を取得した年月日 並びに退職被保険者等にあつては、退職被保険者である旨及び退職被保険者等となった年月日を記載する。

B～D （略）

(2) 職権に基づく処理（令第12条第2項、令第30条の16、令第30条の17、令第30条の21）

エ 国民健康保険法の規定による届出等に基づく処理（令第12条第2項第3号）

(ア) 国民健康保険の被保険者の資格の取得の届出 又は退職被保険者等となったことの届出があつたとき、その他国民健康保険の被保険者の資格の取得に関する事実 又は退職被保険者等となった事実を確認したとき。

被保険者の資格を取得した年月日 又は退職被保険者等である旨及び退職被保険者等となった年月日を記載する。

(イ) 国民健康保険の被保険者の資格の喪失の届出 又は退職被保険者等でなくなったことの届出があつたとき、その他国民健康保険の被保険者の資格の喪失に関する事実 又は退職被保険者等でなくなった事実を確認したとき。

被保険者の資格を喪失した年月日 又は退職被保険者等でなくなった年月日を記載する。

2 住民票の記載等の手続

(1) 届出に基づく処理

ク 転入届の届出書に付記がされた場合

A 国民健康保険の被保険者である場合（令第27条）

令第27条第1号又は第3号に掲げる事項が付記された場合には、国民健康保険の被保険者の資格を取得した年月日を記載する。

B～D （略）

(2) 職権に基づく処理（令第12条第2項、令第30条の16、令第30条の17、令第30条の21）

エ 国民健康保険法の規定による届出等に基づく処理（令第12条第2項第3号）

(ア) 国民健康保険の被保険者の資格の取得の届出があつたとき、その他国民健康保険の被保険者の資格の取得に関する事実を確認したとき。

被保険者の資格を取得した年月日を記載する。

(イ) 国民健康保険の被保険者の資格の喪失の届出があつたとき、その他国民健康保険の被保険者の資格の喪失に関する事実を確認したとき。

被保険者の資格を喪失した年月日を記載する。

(ウ) (ア)又は(イ)により、国民健康保険法の規定による届出に基づかないで国民健康保険の資格を取得し、若しくは喪失した年月日又は退職被保険者等である旨及び退職被保険者等となり、若しくは退職被保険者等ではなくなった年月日を記載したときは、職権記載である旨及びその記載をした年月日を記入する。

第5 その他

1 通知

ケ 転出証明書情報通知

転出地市町村は、転入地市町村に転入届の特例の適用を受けて転出届をした者に係る次の事項を通知する（令第24条の3、令第30条の14第6項、令第30条の16第7項、令第30条の17第3項、令第30条の21、規則第7条及び第7条の2）。

(ア) 氏名（旧氏記載者にあつては氏名及び旧氏、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては氏名及び通称）、出生の年月日、男女の別及び住所

(イ) 世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(ウ) 戸籍の表示（外国人住民を除く。）

(エ) 転出先、転出の予定年月日及び転出届をした年月日

(オ) 個人番号

(カ) 国民健康保険の被保険者である旨及び退職被保険者等である旨

(キ) 後期高齢者医療の被保険者である旨

(ク) 介護保険の被保険者である旨

(ケ) 国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号

(ウ) (ア)又は(イ)により、国民健康保険法の規定による届出に基づかないで国民健康保険の資格を取得し、又は喪失した年月日を記載したときは、職権記載である旨及びその記載をした年月日を記入する。

第5 その他

1 通知

ケ 転出証明書情報通知

転出地市町村は、転入地市町村に転入届の特例の適用を受けて転出届をした者に係る次の事項を通知する（令第24条の3、令第30条の14第6項、令第30条の16第7項、令第30条の17第3項、令第30条の21、規則第7条及び第7条の2）。

(ア) 氏名（旧氏記載者にあつては氏名及び旧氏、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては氏名及び通称）、出生の年月日、男女の別及び住所

(イ) 世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(ウ) 戸籍の表示（外国人住民を除く。）

(エ) 転出先、転出の予定年月日及び転出届をした年月日

(オ) 個人番号

(カ) 国民健康保険の被保険者である旨

(キ) 後期高齢者医療の被保険者である旨

(ク) 介護保険の被保険者である旨

(ケ) 国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号

(コ) 児童手当の支給を受けている旨

<p>(コ) 児童手当の支給を受けている旨</p> <p>(カ) 住民票コード</p> <p>(シ) 個人番号カードの交付を受けている者については、その者の個人番号カードの管理情報</p> <p>(ス) 国籍・地域（外国人住民に限る。）</p> <p>(セ) 法第30条の45の表の下欄に掲げる事項（外国人住民に限る。）</p> <p>(ソ) 通称の記載及び削除に関する事項（通称の記載及び削除に関する事項が住民票に記載されている外国人住民に限る。）</p> <p>2～9 （略）</p> <p>10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置</p> <p>ア 申出の受付</p> <p>(イ) 申出者</p> <p>市町村長は、その備える住民基本台帳に記録又はその作成する戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者から、コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。</p> <p>A 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は<u>身体</u>に危害を受けるおそれがあるもの</p>	<p>(チ) 住民票コード</p> <p>(シ) 個人番号カードの交付を受けている者については、その者の個人番号カードの管理情報</p> <p>(ス) 国籍・地域（外国人住民に限る。）</p> <p>(セ) 法第30条の45の表の下欄に掲げる事項（外国人住民に限る。）</p> <p>(ソ) 通称の記載及び削除に関する事項（通称の記載及び削除に関する事項が住民票に記載されている外国人住民に限る。）</p> <p>2～9 （略）</p> <p>10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置</p> <p>ア 申出の受付</p> <p>(イ) 申出者</p> <p>市町村長は、その備える住民基本台帳に記録又はその作成する戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者から、コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。</p> <p>A 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は<u>心身</u>に危害を受けるおそれがあるもの</p>
---	---